

令和6年度人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の企画編集業務及び広告を活用した「きょう☆COLOR」の周知啓発業務に係る委託事業者選定プロポーザル実施要項

1 委託業務概要

(1) 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(2) 委託内容

人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の企画編集業務及び広告を活用した「きょう☆COLOR」の周知啓発業務。詳細は仕様書(別紙1)を参照すること。

※ 市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えることを目的として年2回(8月号及び12月号)発行するもの。平成26年12月に創刊

(3) 予算上限額

1,800千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 発注者

京都市

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 京都市の競争入札参加有資格者名簿に記載されていること。
- (2) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づき、現に入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去に本委託業務と同様の業務を受託した実績があること。

4 手続等

(1) 提出書類

ア **参加申請書(様式1)** 1部

イ **提案企業概要(様式2)** 1部

ウ **見積書** 1部

様式自由

見積金額については、消費税及び地方消費税を含んだ価格で提出すること。

エ **実施体制・スケジュール案** 6部

様式自由

契約日(5月中旬を想定)から納品(8月号(7月下旬)、12月号(11月下旬))までの校正スケジュール及び各号の発行後に出稿する広告に係るスケジュールの案

オ **企画案**(1案以上) 6部

様式自由

(ア) 誌面構成案

a 令和6年8月号、令和6年12月号のいずれもA4判12ページで構成し、提案すること。

b 「京都市人権文化推進計画【改訂版】」に掲げる重要課題のうち、以下(a)(b)それぞれのテーマについて、いずれか又は両方の企画を提案すること。なお、各テーマは、仕様書(別紙1)に掲げる「著名人インタビュー」、「市内企業の取組の紹介」、新たな企画のうちのいずれの内容で取り上げてもよいものとする。

(a) 令和6年8月号

「外国人、外国籍市民の人権尊重」、「高齢者の人権尊重」

(b) 令和6年12月号

「犯罪被害者等の人権尊重」、「高度情報化社会における人権尊重」

※ 「京都市人権文化推進計画【改訂版】」で掲げる重要課題については、下記URL参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000266881.html>

(イ) 著名人インタビュー案

- a インタビュー候補者については、各重要課題に関する当事者のみに限らず、書籍、映像作品等の作者、演者なども含め、知名度や啓発効果を考慮したうえで、自由に提案すること。
- b インタビュー候補者については、依頼可能な候補を選定し、その実現可能性に応じて、「A 現時点で内諾を得ている」、「B 受託業者となった場合、内諾が得られる見込みである」（Bについては見込みの根拠を併せて明示すること）の2段階で記載すること。

なお、Aについては上限数はないが、Bについては各号につき3名を上限（提案総数6名）とする。

(ウ) 企業の取組の紹介案

京都市内の企業の中から各号につき3社以内で、各企業の人権に関する先駆的な取組の紹介を提案すること。なお、可能な限り「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業である企業^{※1}、「京都市 輝く地域企業表彰」を受賞したことのある企業^{※2}を提案すること（最低でも各号1社は提案すること）。

（例）A社「ワーク・ライフ・バランス」、B社「SDGs」、C社「障害者雇用」

※1 [「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言・認証企業検索／京都府ホームページ \(pref.kyoto.jp\)](https://www.pref.kyoto.jp/)

※2 [表彰制度と受賞企業 | 京都・地域企業応援プロジェクト \(community-based-companies.kyoto\)](https://community-based-companies.kyoto/)

(エ) 広告の実施案

各号の発行後に「きょう☆COLOR」をより多くの市民（特に20歳代及び30歳代）に周知し、広く興味を持ってもらうための効果的な広告の実施案を、広告媒体、掲載方法を含めて自由に提案すること。

(オ) その他

- a 企画案は、人権問題に興味・関心の低い方、若年層（特に20歳代及び30歳代）が興味を持つ内容となるよう提案すること。
- b 過去の本誌にとらわれず、新たな企画の提案に努めること。
- c 広く啓発するため、配布や読者の感想の集約の強化に繋がる効果的な企画の提案に努めること。
- d 委託業務の実施体制等を明確化すること。

カ **デザイン案**（1案以上） 6部

様式自由

表紙及びその他のページについて、デザイン案を1案以上提出すること。

キ **過去にインタビューを行った著名人及び企業の一覧** 6部

様式自由

ク **過去に行った著名人インタビュー記事** 6部

様式自由

人権に関するインタビュー記事が望ましいが、異なるテーマに関する記事でも可

ケ **過去に企画編集したパンフレット・冊子等** 1部

様式自由

人権に関するパンフレット・冊子等が望ましいが、異なるテーマに関するものでも可

コ **自社の人権尊重に係る取組の資料等** 6部

様式自由

自社で行っている人権尊重に係る取組や自社の人権に対する考えについて、提出すること（様式は任意）。

(2) 提出期限

令和6年4月18日（木）午後5時必着

(3) 提出方法

事前に連絡のうえ、郵送又は持参すること。※郵送の場合は期限までに要必着。
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階
京都市 文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当（担当：石倉、山崎）
（TEL:075-222-3096、FAX:075-366-0139）

5 選定及び審査結果

(1) 受託候補者の選定

審査方法は、書面審査とする。受託候補者審査基準（別紙2）に基づき、審査者の評価点合計で順位を決定し、第1順位となった応募者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査結果

令和6年5月中旬（予定）に全ての応募事業者に対して、文書で通知するとともに、京都市のホームページにおいて公表する。

6 質問

本件に関して、質問がある場合には、以下のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

電子メール又はFAXで、京都市 文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当（担当：石倉、山崎）まで提出すること（様式自由、メールアドレス：jinken@city.kyoto.lg.jp）。

(2) 受付期限

令和6年4月4日（木）午後5時まで

(3) 回答

質問の回答は、本市ホームページに質問者に関する情報等は伏せたうえで掲載する。
（令和6年4月11日（木）予定）

7 委託契約

受託候補者と結ぶ委託契約については、以下の事項を基本とする。

(1) 提案内容の調整

委託内容、経費等について調整を行ったうえで委託契約を締結する。ただし採用した提案内容は、契約締結時に修正又は変更を加える場合がある。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 仕様書

別紙のとおり

(4) 契約書

受託候補者に対して別途作成し、提示する。

(5) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て本市に帰属することとする。

なお、本市が作成し、無償で配布又は閲覧される啓発誌や分野別計画等の印刷物、ホームページへの掲載、展示などで使用する目的で、版下のイラストデータの納品を求めることがある。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とする。

- (1) 応募者が応募受付日から委託契約締結日までの間に、「3 プロポーザル参加資格」の条件に該当しなくなった場合
- (2) 審査の公平性に影響のある行為を行ったことが認められる場合
- (3) 提出書類の記載内容に虚偽又は実現不可能な内容が認められる場合

9 その他

- (1) 本プロポーザルに関して、提出書類の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 全ての提出書類は、返却しない。
- (3) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 単独の事業者のみでなく、複数の事業者で構成される共同事業体としての参加を認めることとする。
- (5) 本要項に定めのない事項については、京都市と受託者とが協議のうえ、決定する。